

東京都アレルギー疾患対策推進計画

(平成29年度～平成33年度)

(素案)

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状

- 1 疾患の特徴と患者状況
- 2 都におけるアレルギー疾患対策

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

＜施策の柱Ⅰ＞ 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

- 施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等
- 施策 2 大気環境の改善
- 施策 3 花粉症対策の推進
- 施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策
- 施策 5 生活環境が及ぼす影響の知識の普及等

＜施策の柱Ⅱ＞ 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備

- 施策 6 医療従事者の資質向上
- 施策 7 専門的医療の提供体制の整備
- 施策 8 医療機関に関する情報の提供

＜施策の柱Ⅲ＞ 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

- 施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実
- 施策 10 保育施設や学校等職員の緊急時対応力の向上
- 施策 11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進
- 施策 12 災害時に備えた体制整備

＜施策展開の土台＞ 施策を推進するための取組

- 取組 1 施策展開の基礎となる調査等の実施
- 取組 2 関係機関及び区市町村との連携・協力
- 取組 3 専門的知見等を取り入れた対策の検討等

第1章 計画策定の趣旨

1 背景

東京都（以下、「都」という。）は、平成10年に「東京都アレルギー疾患対策検討委員会」を設置して以降、日常生活の中での予防対策に係る普及啓発やアレルギー疾患の相談等に係る人材育成、区市町村や保育所等の支援等を全国に先駆けて実施してきました。

アレルギー疾患が、国民生活に多大な影響を及ぼしている現状や、生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、平成27年12月25日に、「アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）」が施行され、平成29年3月21日には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針（平成28年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）」が策定されました。

こうした状況を踏まえ、都は、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第13条に基づき策定する、都におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画です。

3 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、策定から5年を経過する前であっても、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

法では、地方公共団体が、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じて行う基本的施策を大きく3つの区分に整理して掲げています。

- (1) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減のための施策
- (2) アレルギー疾患医療の均てん化の促進等のための施策
- (3) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策

都は、これを踏まえて、都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応すべく総合的な取組を推進していきます。

施策の柱

- I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進
- II 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備
- III 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状

1 疾患の特徴と患者の状況

(1) アレルギー疾患の特徴

アレルギー疾患は、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患で、症状の悪化と改善を繰り返すことが多く、治療等により一旦は症状が改善し安定した状態が続いた後であっても、抑えられていた症状が再び悪化することがあります。

また、卵や牛乳、小麦などの食品、ダニ・ハウスダスト、たばこの煙、スギ・ヒノキ等の花粉、大気汚染の原因物質等、生活環境中に広く存在する様々な因子で発症し症状が誘発されます。これらのアレルゲンや増悪因子が引き金となって、急激な重症化やぜん息発作、アナフィラキシーショック等を引き起こすこともあります。

このように、アレルギー疾患は、生活の質（以下「QOL」という。）に影響を及ぼす場合が多い疾患です。

(2) アレルギー疾患患者の状況

厚生労働省が実施している患者調査のデータを基にした推計では、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にあります。

平成26年度に都が実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」（以下「3歳児調査」という。）では、3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は約4割という結果でした。

疾患別に見た場合、食物アレルギーのある子供は、調査を開始した平成11年度から一貫して増加しています。

また、東京都の「花粉症患者実態調査」では、スギ花粉症推定有病率は調査開始の昭和58年度から一貫して増加しています。

2 都におけるアレルギー疾患対策

(1) 日常生活における予防等のための知識の普及等

ア 適切な自己管理のための情報提供

アレルギー疾患の症状の発症・重症化を予防し、症状の軽減を図るためには、適切な自己管理を継続的に実践することが重要です。

都は、現在、啓発資材の作成や都民向け講習会の開催などを行っています。

今後も、患者や家族等が、適切に自己管理できるよう、情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供していくことが必要です。

イ 生活環境の改善・リスクの低減

重症化の予防や症状の軽減のためには、患者自身がアレルゲンや増悪因子を軽減、回避することや患者を取り巻く生活環境の改善を図ることが重要です。

都は、ディーゼル車の排出ガス規制や花粉の少ない森づくり、室内環境におけるアレルゲン低減化等の普及啓発、食品中のアレルゲンの適切な表示や製造時の混入防止、ぜん息発作の増悪因子となるたばこの煙の対策などに取り組んでいます。

アレルゲンや増悪因子へのばく露を軽減・防止するため、こうした対策をさらに進めていくことが求められています。

(2) 疾患の状態に応じた適切な医療を提供する体制

ア 標準的治療の普及

現在では、疾患別に診療ガイドラインが整備され、ガイドラインに基づく標準的治療を受けることで症状のコントロールがほぼ可能になってきています。

しかし、厚生労働科学研究「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」では、アレルギー科を標ぼうしている医療機関でも、必ずしも最新の診療ガイドラインを参照しているのではないことが報告されています。

また、平成28年度東京都医療機能実態調査でも、「アレルギー疾患の診療を行っている」と回答した医療機関のうち約4割が、「アレルギー疾患診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていない」と回答しています。

診療ガイドラインをはじめ、科学的知見に基づく最新の情報を、地域の診療所や病院の医師等に提供していくことが必要です。

イ 標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する医療

アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や、標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性のものもあります。

国は、医療提供体制に関する通知において、患者が居住する地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう、全国的な拠点病院と都道府県の拠点病院、地域の医療機関やかかりつけ医による連携体制を整備することとしています。

都においても、患者が状態に応じた適切な医療を受けられる体制の確保が必要です。

ウ 医師以外の医療従事者の質の向上

アレルギー疾患の医療やケアにおいては、医師だけではなく、薬剤師、看護師、栄養士等の医療従事者の果たすべき役割も大きいことから、都では、研修会等においてアレルギー疾患治療に関する動向等の情報提供を行って

ます。

適切な医療を提供するためには、最新の知見や知識・技能の習得に資する情報を提供することなどにより、医療従事者の質の向上を図っていくことが必要です。

エ 患者や家族等への医療機関に関する情報提供

疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患では、症状に応じ適切な医療機関を受診できるようにすることが重要です。

平成26年度に実施した3歳児調査では、保護者が行政（都や区市町村）に対し希望する取組として、約5割の方が、アレルギー疾患に関する知識や医療機関に関する情報提供をあげています。

都では、現在、アレルギー疾患の診療を行っている医療機関の情報を、電話やインターネットで提供していますが、必要な情報に容易にアクセスできるよう情報提供をさらに充実させていくことが求められています。

(3) 患者等の生活の質の維持・向上に向けた支援

ア 多様な相談への対応

アレルギー疾患は、長期的にQOLに影響を及ぼす場合が多く、また、乳幼児に発症が多いなど、患者やその家族の心理的な負担も大きいものがあります。

保健所や区市町村では、医師や保健師等が、都民からの相談に対応していますが、患者・家族の様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実が求められています。

イ 保育所や学校等の対応力の向上

患者の発症予防やQOLの維持向上には、家庭に加え、患者が日常生活で接する関係者の理解と支援が不可欠です。とりわけ、患者が子供の場合は、自分で病状を把握できず、十分な説明もできないため、その必要性が大きいと言えます。

平成26年度に都が保育施設等を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査」（以下「施設調査」という。）では、食物アレルギーやぜん息を持つ子供が在籍している施設の割合は高く、また、過去1年間に食物アレルギーの発症を経験した施設は約2割に上りました。

都では、対応マニュアルの作成や施設職員向けの研修などを実施していますが、アレルギー疾患の発症はいつ起こるかわからないため、今後も、保育所や学校等の職員が発症時に組織的に対応できるよう備えることが必要です。

また、施設調査では、委員会等を設置し組織的に対策を検討している施設は約4割にとどまっており、万が一に備えて対応体制の整備を進めていくこ

とも必要です。

ウ 災害時への備え

災害時においては、避難生活を余儀なくされ、適切に自己管理を行うことができなくなるなどにより、症状が悪化することが懸念されます。

都では、講演会やホームページなどで災害時の対応について情報提供をしています。

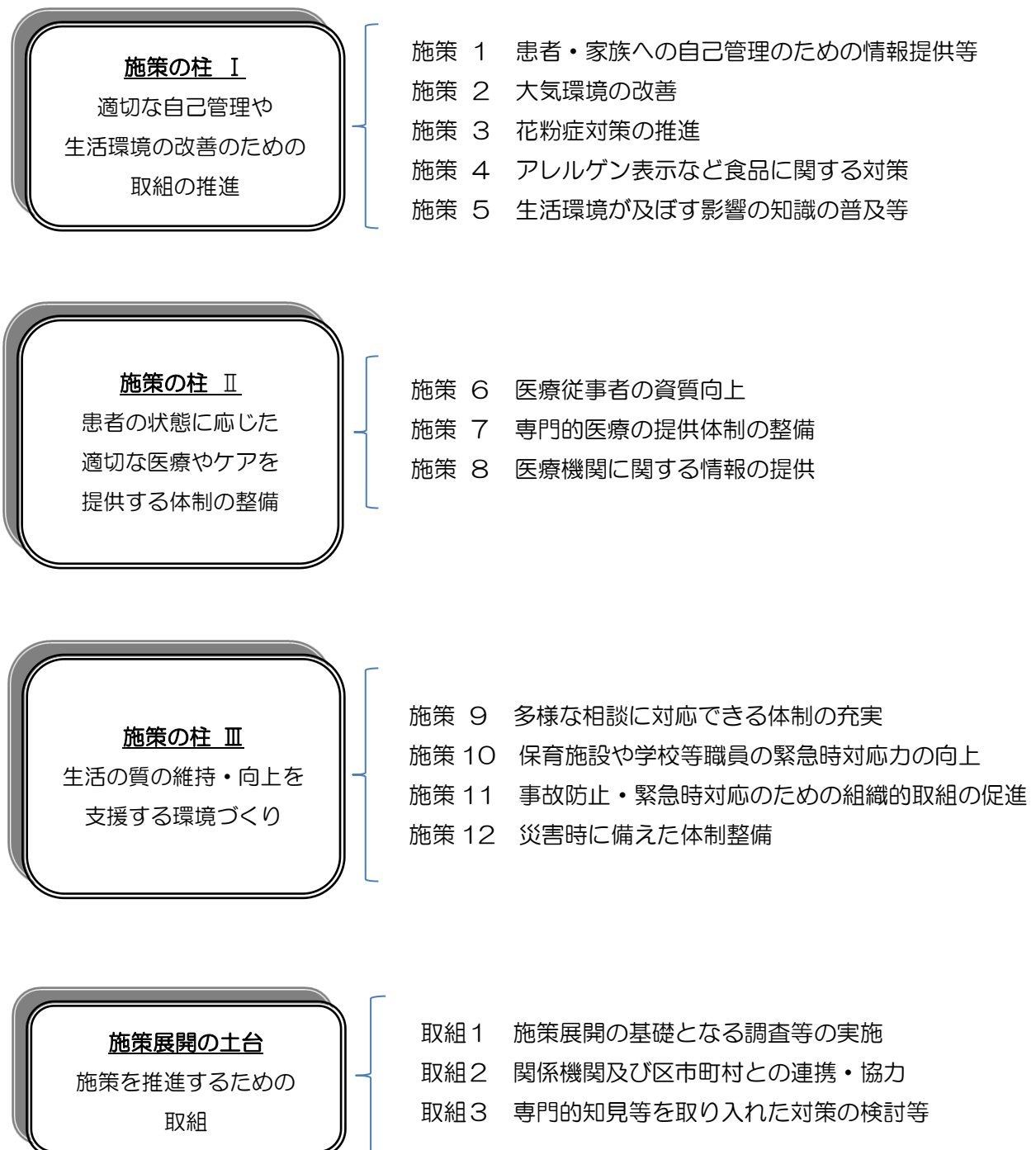
患者自身や避難所の管理者等が、適切な対応を行うことができるように日頃から備える必要があります。

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

都は、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえ、対策の充実や関係機関との連携の強化を図り、総合的に施策を展開していきます。

また、「施策を推進するための取組」として、施策検討の基礎となる調査や関係機関等との連携協力体制の構築など、施策展開の土台となる3つの取組を進めていきます。

<東京都アレルギー疾患対策推進計画 施策の体系図>



施策の柱Ⅰ 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

都民がアレルギー疾患に関する最新の知識やデータを踏まえた正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境中の増悪因子等の回避、軽減などに取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減に繋がられるよう、情報提供や普及啓発の充実等に取り組みます。

また、アレルゲンや増悪因子による影響を低減するため、大気環境の改善や花粉症対策等に取り組みます。

施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等

【福祉保健局、病院経営本部】

- アレルギー疾患に関する基礎知識、自己管理や生活環境の改善方法等の情報を総合的に掲載するポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」により、患者・家族等に提供します。
- 患者・家族等を対象に、アレルギー疾患に関する最新の知見や自己管理方法、標準的な治療法などについての専門医等による講演会を開催します。
- 区市町村が地域の住民や関係者等を対象に実施する、アレルギー疾患対策に関する講演会や研修会等の普及啓発の取組を支援します。

また、区市町村からの要請に応じて、都立病院の専門医等を講師として派遣します。

参考資料 1 ⑨ポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」

施策 2 大気環境の改善 【環境局】

- 工場、事業場に対して、ばい煙等の排出について法令に基づく届け出の指導や審査を行うとともに、必要に応じて立ち入り検査を実施し、規制指導を徹底します。
- 低公害・低燃費車の導入に対する助成、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づくディーゼル車規制などにより、自動車排出ガス削減対策を進めます。
- 大気汚染物質の常時測定・監視を行い、測定値をわかりやすく公表します。

参考資料 1 ⑦都内の大気環境

施策 3 花粉症対策の推進 【産業労働局、環境局、福祉保健局】

- スギ・ヒノキ林の主伐を実施し、花粉の少ないスギ苗木等を植栽することにより樹種更新を図ります。
- スギ・ヒノキ林の間伐や枝打ちにより、針葉樹と広葉樹の混交林化を進めます。
- スギ・ヒノキ等の花粉の飛散状況の継続的な観測、解析を行い、花粉の飛散開始時期や飛散数等の情報を都民に情報提供します。

参考資料 1 ⑥花粉飛散数の観測、予測

施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策 【福祉保健局】

- 食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲン（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）について、食品の製造・販売事業者等の監視指導や検査を実施し、アレルギー表示の適正化を図るとともに、講習会やパンフレット、ホームページ等を通じて、食品の製造・販売事業者等への普及啓発を行います。

アレルゲン表示の違反により、事業者が自ら食品等の回収を行う場合は、東京都食品安全条例に基づき、報告を徴収して、回収情報を的確に把握し、ホームページで広く都民に注意喚起を行います。

- 食品の製造施設に対し、使用原材料の点検・確認を指導するほか、アレルゲン検査等の手段を活用し、製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止を図ります。

- 乳幼児施設、学校等の給食施設及び飲食店等の食品関係事業者からのアレルギー対応に関する相談に対して、保健所等が必要な助言、指導を行います。
- 飲食店等において、消費者にアレルゲンに関する情報を適切に提供できるよう、営業者や従業員向け普及啓発資料を配布します。また、ピクトグラムや指さしシートなどのコミュニケーションツールを提供し、外国人に説明や情報提供を行う飲食店を支援します。

参考資料 1 ⑩アレルギーコミュニケーションシート

施策 5 生活環境が及ぼす影響の知識の普及等 【福祉保健局】

- アレルギー疾患は、排出ガスや花粉のほか、室内のダニ、たばこの煙など生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することがあることから、生活環境が疾患に及ぼす影響に関する最新の知見やデータを踏まえた知識の普及に取り組みます。
- 室内環境対策の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」により、ダニ、カビ、ペットやたばこの煙等のアレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供を行います。

参考資料 1 ⑪「健康・快適居住環境の指針」

施策の柱Ⅱ 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備

都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組みます。

施策 6 医療従事者の資質向上

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

- アレルギー疾患の専門医療を行う医療機関や医師会等の関係団体と連携し、地域において日々のアレルギー疾患医療を提供している診療所や病院の医師を対象として、診療ガイドラインによる標準的治療、患者の日常生活や疾患管理の支援などを内容とした研修を実施し、専門的な知識の普及と技能の向上を図ります。
- 「東京医師アカデミー」の小児科コースにおいて研修を実施し、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師を育成します。
- 医師以外の薬剤師、看護師、栄養士その他の医療従事者に対し、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体と協力して研修を実施します。
- 救急隊員に対し、アレルギー症状を呈する傷病者に対する対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについて教育を行います。
- 医療従事者が、アレルギー疾患医療に関する最新の知見などの情報を得られるよう、関係学会と連携して、「東京都アレルギー情報 navi.」により情報提供します。

施策 7 専門的医療の提供体制の整備

【福祉保健局、病院経営本部】

- 診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が円滑に専門的な医療を受けられるよう、今後、幅広い診療領域に対応可能な、都におけるアレルギー疾患医療の拠点病院を選定するとともに、拠点病院を含む専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組みます。

また、診療ネットワークに参画する病院と地域の医療機関が、それぞれの役割に応じ円滑に連携できる体制の整備に取り組みます。

施策 8 医療機関に関する情報の提供

【福祉保健局】

- 疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患患者が、状態に応じた適切な医療機関を受診できるよう、専門医が在籍する医療機関の情報や、診断が困難な患者、重症・難治性のアレルギー疾患患者の診療を行う専門的な医療機関に関する情報を、東京都アレルギー情報 navi.により提供していきます。
- アレルギー疾患の診療を実施している医療機関の所在地や診療時間等について、電話やFAX、インターネットを通じて提供していきます（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」）。

施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

患者・家族の生活の質の維持・向上のため、患者等の支援を行う相談体制の充実や関係者の資質向上、緊急時における組織的な対応の支援等に取り組みます。

施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実 【福祉保健局】

- 患者・家族の支援に携わる保健・福祉の関係者や、企業等の安全衛生担当者等を対象に、患者の日常生活や疾患管理を支援する上で役に立つ相談のノウハウや実技などを内容とした研修等を実施します。
- 保健所等においては、医師や保健師等の職員の専門性を生かして、疾患管理や室内環境の改善等、都民からの様々な相談に対応します。
- 東京都健康安全研究センター等は、保健所やアレルギー疾患に関する相談等に応じている区市町村の保健師や栄養士等の職員等に対し、必要に応じ、技術的助言を行います。
- 区市町村が実施するアレルギー相談事業を支援します。
- 国が専門的な相談に応じるために設置している「アレルギー相談センター」や患者家族会とも連携しながら、多様な相談に対応していきます。

施策 10 保育施設や学校等職員の緊急時対応力の向上

【福祉保健局、教育庁・東京消防庁】

- 自己管理が難しい乳幼児の保育等に携わる施設職員を対象として、生命に危険が及ぶおそれのある、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時に適切な対応ができるよう、実践的な対応方法を習得するための研修を実施します。
- 学校の教職員研修において、アレルギー対応に関する知識を習得する機会を設けます。また、緊急時の対応力を向上させるため、心肺蘇生法及びAEDの使用方法について、応急救護訓練及び救命講習等を実施します。

参考資料 1 ⑫アレルギー疾患研修（福祉保健局）

施策 11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進

【福祉保健局、教育庁、生活文化局】

- アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省監修・財団法人日本学校保健会発行）や、「学校給食における食物アレルギー

ギー対応指針」(文部科学省)に基づいた事故予防と緊急時対応に関する組織的な体制づくりを推進します。

- 保育施設等において、緊急時に医療機関等と円滑に連携できるよう、研修や保健所における講演会などにより、組織的な対応体制の整備を支援します。
- 区市町村が、保育施設等におけるアレルギー対応体制の充実・強化に取り組めるよう、マニュアルやガイドブック等の充実などにより、地域におけるアレルギー対応体制の充実・強化を支援します。
- 区市町村が行うアレルギー疾患に関する講演会や関係者との意見交換会など、学校や社会福祉施設等と医療機関などの連携体制を構築するための取組を支援します。

また、アレルギー児の状態に応じた保育サービスを提供する保育施設等の事故防止に向けた取組を支援します。

参考資料 1 ⑬食物アレルギー緊急時対応マニュアル

施策 12 災害時に備えた体制整備

【福祉保健局】

- 平常時からの災害への備えや災害発生時における対応について、ホームページやガイドブック等に掲載するとともに、講演会等を通じて、都民や関係機関職員への普及啓発を行っていきます。
- 区市町村の防災関係者が、避難所におけるアレルギー対応に関する準備や配慮等ができるよう「避難所管理運営の指針」等により支援します。
- 区市町村等の災害備蓄の補完として、牛乳アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄を行っていきます。

施策を効果的に進めていくため、関係機関や区市町村との連携・協力を強化します。

また、基礎的データの収集・分析や、専門家の知見、患者・家族等の意見も取り入れ、施策の効果検証・検討を行っていきます。

取組 1 施策展開の基礎となる調査等の実施【福祉保健局】

- 施策を効果的に推進するため、乳幼児に関するアレルギー調査など、統計データの集積・分析等の取組を実施していきます。

取組 2 関係機関及び区市町村との連携・協力【福祉保健局】

- 医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関との情報共有や連携・協力により施策を進めていきます。
- 連絡会や研修等を通じて、情報共有や関係機関の取組に対する技術的な支援を行い、地域の実情に応じた相談体制や関係者間の連携体制の構築等を進めていきます。

取組 3 専門的知見等を取り入れた対策の検討等【福祉保健局】

- 都におけるアレルギー疾患をめぐる状況を的確に捉え、本計画に基づく施策を効果的に推進するため、専門医、関係団体、区市町村、患者家族会等で構成する東京都アレルギー疾患対策検討委員会において、専門家の知見や患者・家族等の意見を取り入れながら施策の検証、検討を行っていきます。
- アレルギー疾患に関する状況変化や施策を実施する上での課題等を勘案し、必要に応じて、国に対して提案要求を行っていきます。